

国立大学法人東京医科歯科大学連携研究員受入規則

〔平成26年8月4日
規則第62号〕

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における連携研究員の受入手続き等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「連携研究員」とは、本学内で行われる研究に関して、専門知識又は技術を提供するため、本学の教職員と連携して研究する学外の大学、公的研究機関又は医療機関に所属する者（以下この号において「外部の研究者等」という。）をいう。ただし、外部の研究者等の受入に関し別に適用すべき本学諸規程等がある場合には、当該諸規程等に定めるところによるものとする。
- (2) 「部局等」とは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）別表に定める部局及びセンター並びに同規程第30条に規定するプロジェクト組織をいう。
- (3) 「教育研究分野等」とは、国立大学法人東京医科歯科大学の大学院研究科等に置く教育研究分野等に関する規則（平成22年規則第11号）第2条から第5条に定める教育研究分野、第6条に定める教育分野並びに第7条及び第8条に定める研究分野をいう。

（受入責任者）

第3条 連携研究員の受入責任者は、当該連携研究員を受け入れる教育研究分野等の長又はプロジェクト組織の長とする。

（申請）

第4条 連携研究員を受け入れようとする教育研究分野等の長又はプロジェクト組織の長は、当該部局等の長（以下「部局長等」という。）に申請するものとする。

（許可）

第5条 前条の申請を受けた部局長等は、教授会又は運営委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、連携研究員として受け入れを許可する。

2 部局長等は、前項の受け入れを許可した者について、学長に所定の様式にて報告しなければならない。

（受入期間）

第6条 連携研究員の受入期間は、原則として、1年以内とする。

2 研究の継続が必要と認めるときは、受入期間を延長することができる。

3 受入期間の変更又は取消を行う必要が生じたときは、前2条の規定を準用する。

（研究料等の不徴収）

第7条 連携研究員の研究に係る研究料等は、徴収しない。

(連携研究員の責務)

第8条 連携研究員は、この規則に定める事項のほか、本学諸規程等を遵守しなければならない。

- 2 連携研究員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。
- 3 連携研究員は、研究上知り得た本学における全ての情報を他に漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

(知的財産権の帰属等)

第9条 連携研究員が本学で行った発明等に係る一切の知的財産権は、本学に帰属するものとする。ただし、受入許可時に本学と連携研究員との協議により、その知的財産権の一部又は全部を連携研究員に帰属するものとするができる。

- 2 知的財産権の定義、帰属その他の取扱いは、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則（平成16年規則第242号）に定めるところによる。

(研究中止手続き)

第10条 連携研究員が研究を中止又は研究を中断しようとする場合は、部局長等に申し出なければならない。

- 2 部局長等は、前項の申し出を受けた場合は、教授会等の議を経て、別に定める報告書により、学長に報告するものとする。

(事務)

第11条 連携研究員の受入に関する事務は、各部局等の庶務担当部署において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、連携研究員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年8月4日から施行する。

別紙様式1 (第4条関係)

平成 年 月 日

殿

所属・職

氏名

印

東京医科歯科大学連携研究員の受入れについて(申請)

下記の者と共同研究を行いたいので、連携研究員として受け入れを申請します。

(フリガナ) 氏名		生年月日	
		性別	男・女
所属機関・職名			
研究題目			
研究期間	平成 年 月 日から (月) 平成 年 月 日まで		
受入責任者 所属・職・氏名			

別紙様式2（第5条関係）

平成 年 月 日

殿

印

東京医科歯科大学連携研究員の受入れの承認について(通知)

下記の者を、連携研究員として受け入れることについては、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 氏 名
- 2 所属機関
- 3 受入期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日（ ヶ月）
- 4 承認要件
 - (1) 連携研究員は、国立大学法人東京医科歯科大学連携研究員受入規則のほか本学の諸規則を遵守させること。
 - (2) 連携研究員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させること。
 - (3) 連携研究員は、研究上知り得た本学における全ての情報を他に漏らしてはならないこと、受入期間終了後も同様とすることを周知すること。
 - (4) 連携研究員が本学で行った発明等に係る一切の知的財産権は、本学に帰属することを周知すること。

別紙様式3（第5条関係）

平成 年 月 日

学 長 殿

印

東京医科歯科大学連携研究員の受入れについて(報告)

別紙一覧表のとおり，連携研究員を受け入れることとしましたので報告します。

